仕　様　書

１．件名　　低倍率蛍光顕微鏡及び顕微鏡用デジタルカメラの購入

２．数量　　１式

３．納入期限　　平成２４年３月３０日

４．納入場所　　独立行政法人放射線医学総合研究所　第三研究棟緊急被ばく医療施設

５．使用目的

被ばく医療患者の受入及び被ばく医療研究に於いて、アクチニドに汚染した生体試料中のアクトニド結晶の沈着を組織レベルで確認するために用いる。

６．概要

以下を契約範囲とする。

低倍率蛍光顕微鏡及び顕微鏡用デジタルカメラ　　１式

７．機器構成

7.1　顕微鏡本体　　１式

- ズーム鏡体
- 鏡筒
- 蛍光・照明装置
- 対物レンズ

7.2　顕微鏡デジタルカメラ　　１式

- カメラヘッド
- コントロール用ＰＣ
- ソフトウェア
- ＬＣＤモニタ

８．仕様・性能

8.1　顕微鏡本体

１）ズーム比は 1:10 以上で、シームレスに変倍できること。

２）落射、透過、反射の何れかの光源を有し、蛍光装置を備えていること。また、ＧＦＰ観察用の蛍光ミラーユニットを有していること。

3） 接眼レンズは、倍率 10x 以上、視野数 22 以上であること。

8.2 顕微鏡デジタルカメラ

1） 撮像素子は総画素数 200 万画素以上、1／1.8 インチ以上の CCD であること。但し、CCD が 200 万画素未満の場合は、ピクセルシフト等の画像処理により 200 万画素以上への分解能改善を行うことが可能な機能を有すること。

2） 蛍光画像を低ノイズで高精細に撮影できるよう、CCD 冷却温度は室温－10℃以下であること。

3） ライブ画像表示速度は 25 フレーム／秒以上であること。

4） カメラマウントは C マウント規格であること。

5） 専用のカメラ制御ボードを装備したコントローラ（タワー型デスクトップ PC）および、専用インターフェースケーブルを備えていること。

6） コントローラの OS は、Windows 7 Professional 以上であること。

7） カメラ制御が可能な専用ソフトウェアを備えていること。

8） ソフトウェアは、スケールバー表示や 2 点間距離計測等の簡易計測機能を有していること。

9. 据付調整（管理区域）

1） 指定の場所に本装置を据え付け後、調整を行い支障なく運転できるようにすること。

2） 設置等作業にあたっては当研究所担当者と事前に打ち合わせを行い、その指示に従うこと。

3） 本仕様書に定められた性能が得られるよう調整を行うこと。

10. 提出資料

	書類等	指定様式	提出期日	部数	備考
1	試験・検査成績書		検査終了後速やかに	2 部	
2	取扱説明書		作業終了後速やかに	2 部	

11. 検収条件

1）概観、員数等検査

・目視により有害な傷や汚れのないこと。

・員数が本仕様書に記載された数量どおりであること。

2）性能試験

・検査成績書どおりの性能を示すこと。

・解析が正常に行えること。

3）提出書類

・上記、10 項の提出書類が提出されていること。

12. 特記事項

1）受注者は放射線医学総合研究所が放射線に関する研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、当研究所の規程等を遵守するとともに安全性に配慮して作業を実施しうる能力を有するものを従事させること。

2）受注者は作業を実施することにより取得した当該作業に関するすべての資料及び情報を当研究所の施設外に持ち出して発表若しくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、若しくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により当研究所の承認を受けた場合はこの限りではない。

3）受注者は本作業の実施に当たって、当研究所の所内規程や関係法令を遵守し、当研究所が安全確保の為の指示を行ったときは、その指示に従うものとする。

4）異常事態等が発生した場合、当研究所の指示に従い行動するものとする。

5）受注者は、従事者に関して、労基法、労安法その他労働法令上の責任及び従事者の規律秩序及び風紀の維持に関する責任を全て負うものとする。

6）受注者は、本件にかかわらない設備等に対して誤って作業を行った場合、速やかに当研究所の担当者に報告し、担当者の指示に従い、無償にて元の状態に修理・補修すること。

13. 保証

検収後１年以内に本体に欠陥が生じた場合は、受注者の責任において速やかに無償で処置を講ずることとする。

14. グリーン購入法の推進

1）本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用することが望ましい。

2）本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、放射線医学総合研究所と協議のうえ、その決定に従うものとする。

所属部課名　　緊急被ばく医療研究センター運営企画ユニット
被ばく医療共同研究施設運営室

使用者氏名　　濱野　毅　　印